



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 教育委員会規則
- \*9 和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則
- 告示
- 508 字の区域の変更 (市町村課)
- 訓令
- \*7 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)
- \*8 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令 (管財課)

### 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚

和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会処務規則 (昭和27年和歌山県教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第2条第4号オ中「、室長」の次に「、課に附置する室の室長」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 告 示

#### 和歌山県告示第508号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき、すさみ町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第4項の規定による換地処分のある日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

#### 1 字廣田に編入する区域

	字	地 番
口和深	庚申ノ元	234、235、236、道路及び水路の一部
	地主ノ元	249、道路及び水路の一部

地番については、平成17年1月12日現在の地番である。

#### 2 字地主ノ元に編入する区域

	字	地 番
口和深	廣田	244、245、246、247、248及び道路の一部
	枇杷ノ木垣内	道路、水路の一部

地番については、平成17年1月12日現在の地番である。

### 訓 令

#### 和歌山県訓令第7号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程 (昭和42年和歌山県訓令第43号) の一部を次のように改正する。

別表知事印の項管守責任者の欄中「各振興局長 和歌山県立医科大学長」を「各振興局長」に、「東牟婁振興局健康福祉部申本支所長」を「東牟婁振興局健康福祉部申本支所長 公営競技事務所長」に改め、同表知事印 (児童扶養手当用) の項管守責任者の欄中「子育て推進課長」を「子ども未来課長」に改める。

別表振興局の部振興局長印の項管守責任者の欄中「海草振興局建設部海南工事事務所長 海草振興局税務部長」を「海草振興局建設部海南工事事務所長」に改め、同部振興局長印 (納税証明用) の項及び振興局長印 (税務関係電算処理文書刷込用) の項を削り、振興局長印の項の次に次のように加える。

振興局総務室長印	"	"	各振興局総務室長
----------	---	---	----------

別表振興局の部振興局部長印の項寸法 (ミリメートル) の欄中「24」を「"」に改め、同項管守責任者の欄中「東牟婁振興局健康福祉部古座支所長」を「東牟婁振興局健康福祉部申本支所長」に改め、同部の次に次のように加える。

県 税 事 務 所	県 税 事 務 所 長 印	"	"	各 県 税 事 務 所 長
	県 税 事 務 所 長 印 (納税証明用)	"	"	"
	県 税 事 務 所 長 印 (税務関係電算処理文書刷込用)	"	15	税 務 課 長

県税事務所印	"	24	各県税事務所長
--------	---	----	---------

別表その他の地方機関の部地方機関の長印の項管守責任者の欄中「各振興局長」の次に「、各県税事務所長」を加え、同欄中「新宮保健所串本支所長 和歌山県立医科大学保健看護学部長」を「新宮保健所串本支所長」に改め、同部地方機関の長印（学生証用）の項管守責任者の欄中「和歌山県立医科大学長 和歌山県立医科大学看護短期大学部学長 和歌山県立高等看護学院長」を「和歌山県立高等看護学院長」に改め、同部和歌山県立医科大学医学部長の印の項、和歌山県立医科大学保健看護学部長の印の項、和歌山県立医科大学附属病院長の印の項及び和歌山県立医科大学附属病院紀北分院長の印の項を削り、同部地方機関の印の項寸法ミリメートルの欄中「#」を「24」に改め、同項管守責任者の欄中「各振興局長」の次に「、各県税事務所長」を加え、同部和歌山県立医科大学附属病院の印の項及び和歌山県立医科大学附属病院紀北分院の印の項を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「和歌山行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第242条第1項に規定する本庁の知事公室長及び部長、同規則第244条第2項に規定する医科大学の事務局長」を「知事公室長、本庁の部長」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。